

第4章 幼稚園型認定こども園等の認定基準と運営

【注意】

幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園については、以下に明記する認定こども園としての認定基準・運営基準を満たすとともに、それぞれ幼稚園、保育所として学校教育法や児童福祉法等の関係法令等を遵守しなければならない。

1 職員配置の基準 【幼稚園型等基準条例別表、平 28.8.23 留意事項通知】

(1) 次の職員配置計算表をもとに計算した職員数を配置する必要がある。

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} &= (0 \text{ 歳児} \times 1 / 3) \\ &+ \{(1 \text{ 歳児} + 2 \text{ 歳児}) \times 1 / 6\} \\ &+ (3 \text{ 歳児} \times 1 / 20) \\ &+ \{(4 \text{ 歳児} + 5 \text{ 歳児}) \times 1 / 30\} \end{aligned}$$

※ 上記の区分に応じて小数点以下第2位を切り捨てて求めた数値を合計し、その合計値の小数点以下第1位を四捨五入したもの

※ 年齢は満年齢となる。ただし、給付上は、年度の初日の前日における満年齢による配置数を満たす必要があることに留意すること。充足しない場合は減額調整となる。

※ 常時2人以上の配置が必要となる。

※ 平成27年3月31日において現に存する幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び認可外保育施設型認定こども園（地方裁量型）の職員配置の算定方法については、新制度施行から期間して5年間は、従前の例によることができる。ただし、経過措置の対象となる園については、公定価格において減額調整が設けられることに留意。

平成27年3月31日に現に認定こども園である場合の経過措置（5年間）

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} &= (0 \text{ 歳児} \times 1 / 3) \\ &+ \{(1 \text{ 歳児} + 2 \text{ 歳児}) \times 1 / 6\} \\ &+ (3 \text{ 歳児} \times 1 / 20) \text{ (保育を必要とする子ども)} \\ &+ \{(4 \text{ 歳児} + 5 \text{ 歳児}) \times 1 / 30\} \text{ (保育を必要とする子ども)} \\ &+ \underline{(3 \text{ 歳児} + 4 \text{ 歳児} + 5 \text{ 歳児}) \times 1 / 35} \text{ (保育認定を受けていない子ども)} \end{aligned}$$

※ 上記の区分に応じて小数点以下第2位を切り捨てて求めた数値を合計し、その合計値の小数点以下第1位を四捨五入したもの

※ 年齢は満年齢となる。

(2) 満3歳以上の子どもについては、共通利用時間（4時間程度）は、学級を編制する必要があり、常勤かつ専任の学級担任を配置しなければならない。

(3) 1学級の子ども数は35人以下とすること。

2 職員の資格

(1) 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員は、保育士の資格を有している必要がある。

(2) 満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員は、幼稚園教諭の免許状と保育士の資格の併有者である必要がある。

ただし、次の場合は、一方の資格のみで可。

① 学級担任（満3歳以上）のみに従事する場合

⇒ 幼稚園教諭の免許状で可

② 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園教諭の免許状を有する者とするのが困難な場合

⇒ 次の要件をいずれも満たすときは、保育士の資格のみで可。

・認定を受けようとする保育所等（相当期間運営されている施設に限る。）において、保育に従事している。

・保育士の資格を有し、保育所等において3年以上の保育の実務経験がある。

・意欲、適正及び能力等を考慮して適当と認められる

・幼稚園の教員の免許状の取得に向けた努力を行っている

例) 大学（短大）において必要な単位を履修している

例) 幼稚園教員資格認定試験を受験している（又は受験予定である。）

(3) 満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児（1日8時間程度利用）の教育及び保育のみに従事する場合

⇒ 保育士資格のみで可。ただし、幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合に、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児（1日8時間程度利用）の教育及び保育に従事する者を保育士の資格を有する者を保育士の資格を有する者とするのが困難な場合、次の要件をいずれも満たすときは、幼稚園教諭の免許状のみを有する者で可。

- ・ 認定を受けようとする幼稚園又は認可外保育施設（いずれも相当期間運営されている施設に限る。）において、幼児教育に従事している。
- ・ 幼稚園の教員の免許状を有し、幼稚園において3年以上幼児教育に従事している。
- ・ 意欲、適正及び能力等を考慮して相当と認められる。
- ・ 保育士資格の取得に向けた努力を行っている
 - 例) 指定保育士養成施設に在籍している
 - 例) 保育士試験を受験している（又は受験予定である）

(4) (2) の②、(3) の資格（免許）の取得に関する期間

一方の資格（免許）取得に向けた努力をしていることを前提に、もう一方の資格（免許）のみを有したままで従事することができる期間は、認定の日から起算して5年とする。

区分		幼稚園教諭免許	保育士資格（登録）
満3歳未満の子ども ※例外規定なし			○
満3歳以上の子ども	原則	○	○
	例外 ※ 相当期間運営されている、認定を受けようとする幼稚園または保育所等で、幼児教育または保育に従事している場合 ※ 以下の①、②該当者は、条件付で片方の免許（資格）で従事可能	○	/
	①学級担任	○ → ※幼稚園免許無の場合	○
	②教育及び保育時間相当利用児（2号認定子ども）に係る教育及び保育に従事	※下記の場合、幼稚園教諭免許で可（ただし、認定から5年に限る） ①幼稚園型・地方裁量型 ②保育士とすることが困難 ③幼稚園において3年以上幼児教育に従事 ④その意欲、適性、能力等を考慮して相当と認められる ⑤保育士資格取得に向けて努力している	← ○ ※保育士資格無の場合

(5) 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有する者であること。

3 施設設備

(1) 園舎及びその附属設備の位置

幼稚園型認定こども園・保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園（以下「幼稚園認定こども園等」という。）の園舎及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていなければならない。ただし、例外として次の（１）及び（２）の要件を満たす場合は、この限りでない。

- ・子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- ・子どもの移動時の安全が確保されていること。

【子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能かどうかの判断】

- イ 認定こども園を構成する幼稚園及び保育所等に在籍している子どもが日常的に合同して活動できているか。
- ロ 運動会等の行事において、すべての子どもが一斉に活動できているか。
- ハ 子どもに対する教育及び保育の提供に関し、定期的に情報交換の場を設ける等幼稚園及び保育所等の職員の連携が図れているか。
- ホ 子どもが幼稚園及び保育所等の間を移動する場合には、健康状態等について適切な引継ぎが行われているか。

【子どもの移動時の安全が確保されているかどうかの判断】

- イ 子どもの移動が、往路及び復路のそれぞれについて、徒歩又は専用の車両の使用により概ね 10 分以内に行われ、当該移動が精神的及び肉体的に負担とならないものであるか
- ロ 徒歩で移動する場合は、横断歩道、ガードレール等の設置された安全な移動経路を確保し、複数の保育者を同行させる等必要な措置が執られているか。
- ハ 専用の車両により移動する場合は、安全な乗降場所を確保し、運転手とは別に保育者を同乗させる等必要な措置が執られているか。

(2) 園舎の面積

- ① 次の表により算出した面積以上とする必要がある。ただし、満 3 歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満 2 歳以上満 3 歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満 2 歳未満の子どもの用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。

学級数	面積
1学級	180㎡
2学級以上	320+100×(学級数-2)㎡

② 園舎の面積に係る既存施設の特例

既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合、次の要件を満たす場合は①の基準を満たさなくても可。

- A 保育室又は遊戯室の面積が、満2歳以上の子ども1人につき1.98㎡以上
 B 満2歳未満の子どもの保育を行う場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室に加えて、乳児室又はほふく室の設置が必要。その場合、乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65㎡以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3㎡以上必要である。

年齢区分	施設の新設又は 既存施設（幼稚園型）	既存施設（保育所型、地方裁量型）の 特例
5歳児	<園舎面積>	
	学級数	面積
4歳児	1学級	180㎡
3歳児	2学級以上	320+100×(学級数-2)㎡
2歳児	<保育室又は遊戯室の面積> 1.98㎡以上/人	
1歳児	乳児室 1.65㎡以上/人 ほふく室 3.3㎡以上/人	
0歳児		

(3) 保育室又は遊戯室の面積

- ① 満2歳以上の子ども1人につき、1.98㎡以上必要となる。

② 保育室又は遊戯室の面積に係る既存施設の特例

既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合、満3歳以上の子どもに係る面積については、その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が(2)

の①を満たす場合は、①の基準を満たさなくても可。

年齢区分	施設の新設又は 既存施設（保育所型）	既存施設（幼稚園型、地方裁量型）の 特例						
5歳児	<保育室又は遊戯室の面積> 1.98㎡以上／人	<園舎の面積> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180㎡</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×(学級数-2)㎡</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	1学級	180㎡	2学級以上	320+100×(学級数-2)㎡
学級数			面積					
1学級		180㎡						
2学級以上		320+100×(学級数-2)㎡						
4歳児								
3歳児								
2歳児		<保育室又は遊戯室の面積> 1.98㎡以上／人						

(4) 乳児室又はほふく室の面積

満2歳未満の子どもの保育を行う場合は、乳児室又はほふく室を設置する必要がある。

- ① 乳児室の面積
満2歳未満の子ども1人につき1.65㎡以上
- ② ほふく室
満2歳未満の子ども1人につき3.3㎡以上

(5) 屋外遊戯場の面積

- ① 次のA及びBを満たす必要がある。
ただし、地方裁量型認定こども園にあつてはA又はBの基準のいずれか、保育所型認定こども園にあつてはAの基準、幼稚園型認定こども園にあつてはBの基準に限る。
- A 満2歳以上の子ども1人につき3.3㎡以上であること。
- B 次の表の面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて①の基準により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{ m}^2$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$

年齢	Aの基準	Bの基準	
5歳児	子ども1人につき3.3㎡以上	学級数	面積
4歳児		2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{ m}^2$
3歳児		3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$
2歳児		子ども1人につき3.3㎡以上	

★ 屋外遊戯場の面積に係る既存施設の特例

既存施設が幼稚園型認定こども園の認定を受けるとき	Bの基準を満たせば可
既存施設が保育所型認定こども園の認定を受けるとき	Aの基準を満たせば可
既存施設が地方裁量型認定こども園の認定を受けるとき	A又はBの基準を満たせば可

(6) 屋外遊戯場の場所の特例

保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園にあつては、次の要件をすべて満たす場合は、当該園の付近にある適当な場所をもって屋外遊戯場に代えることができる。

- ① 子どもが安全に利用できる場所であること。
- ② 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
※ 賃貸契約の締結や地上権の設定をするなどにより安定的かつ継続的に屋外遊戯場を確保することが望まれる。
- ③ 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- ④ 上記(4)により算定した屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。

(7) 調理室

① 認定こども園には、調理室を設置しなければならない（自園調理が原則）。

② 調理室に関する特例

A 満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次の要件を全て満たす場合に限り、認定こども園以外の施設で調理し、搬入することができる。

ただし、その場合であっても、食事の提供に必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備える必要がある。

- ・ 食事の提供の責任が認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等の業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されている。
- ・ 栄養士から、献立等について栄養の観点から指導を受けられる体制にあること等、栄養士による必要な配慮が行われている。
- ・ 調理業務の受託者において、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- ・ 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事を提供し、アレルギー、アトピー等への配慮等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる。
- ・ 食育計画に基づき食事を提供するように努めている。

B 幼稚園型認定こども園の場合、園内で調理する方法に食事の提供を行う園児の数が20人未満の場合は、調理室を備えないことができる。この場合、食事の提供を行うために必要な調理設備を備えなければならない。

(8) 保育室等を2階以上に設ける場合の要件

① 幼稚園型認定こども園の場合

幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）の規定を満たす必要あり。

② 保育所型認定こども園の場合

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大分県条例第61号）の規定を満たす必要あり。

③ 地方裁量型認定こども園の場合にあっては次に掲げる要件を満たす必要あり。

- ・ 建築基準法（昭和25年法律第210号）第2条第9号の2に規定する耐火建築

物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること

- ・子どもの待避のために必要な設備等を備えていること。

4 教育及び保育の内容

(1) 留意事項

認定こども園の教育及び保育の内容は、次の①から⑤を踏まえ、県告示に掲げる内容に即したものであることが必要

- ① 子どもの最善の利益を基本とすること。
- ② 一人ひとりの人権を大切にすることを育てるものであること。
- ③ 幼稚園教育要領と保育所保育指針の目標が達成されるものであること。
- ④ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）を踏まえること。
- ⑤ 子どもの一日の生活リズムや集団生活の経験年数が異なること等、認定こども園に固有の事情に配慮したものであること

(2) 項目別内容

「運営の指針」では、次の①から⑦の項目別に内容を示しているので、詳しくは「運営の指針」を参照すること。

- ① 教育及び保育の基本及び目標
- ② 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容
- ③ 教育及び保育の計画並びに指導計画
 - ・教育課程（幼稚園）及び保育計画（保育所）の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画を編成している。（年・学期・月・日）
 - ・教育時間相当利用児（1号認定子ども）と教育及び保育時間相当利用児（2号認定子ども）に配慮して、指導計画を作成している。
 - ・幼稚園教育保育要領と保育所保育指針に基づいて、共通利用時間の「ねらい及

び内容」を設定し、教育及び保育を実施している。

- ・学級による集団活動及び異年齢の子どもの活動を発達の状況の相違に配慮しつつ、適切に組み合わせている。
- ・受験等を目的とした、単なる早期教育となることのないよう配慮すること。

④ 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成

- ・満3歳に満たない子どもへの健康、安全、発達の確保の配慮がなされている。
- ・利用時間が異なる子どもに対して、一日の生活リズムを整えるよう工夫している。特に、未満児への睡眠時間、満3歳児以上の子どもについては、遊ぶ場とくつろぐ場との適切な調和を工夫している。
- ・共通利用時間に計画的に環境を構成し、子どもの相互の学び合いが深まり広がるよう工夫している。
- ・子どもと保育者の信頼関係を築き、子どもとともにより良い教育及び保育環境を構成している。

⑤ 日々の教育及び保育の指導における留意点

- ・0歳から就学前の子どもの発達の連続性を十分理解し、総合的な指導を行っている。
- ・発達の個人差、施設利用の相違等を踏まえ、一人ひとりの子どもに配慮し、個別的な対応を行っている。
- ・園における集団生活が円滑に行われるように、家庭との連携協力を図っている。
- ・生活リズムや利用時間の違いに配慮して、不安や動揺を与えないように配慮している。
- ・共通利用時間において、同年代の子どもとの集団生活での主体的な活動を通して発達を促すように環境構成や指導等を工夫している。
- ・子どもに対する食事の提供に当たって、献立等について栄養の観点からの指導が受けられるなど、栄養士による必要な配慮が行われていること。
- ・望ましい食習慣の定着を促すとともに、一人ひとりの食事の摂取後、量、食物アレルギーへの対応に配慮している。
- ・利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることに配慮している。
- ・子どもの午睡など睡眠時間は個人によって差があることから、一律にならないように配慮している。
- ・特別な配慮を要する子どもについて、健康状態、発達の状況などを的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境で生活ができるように留意している。
- ・子どもの状況を的確に把握し、家庭との連携を図っている。
- ・教育及び保育活動に対する保護者の参加を促すように工夫している。

⑥ 小学校教育との連携

- ・ 小学校との連携に向けた教育及び保育の内容を工夫している。
- ・ 地域の小学校等との交流活動、合同研修を積極的に行っている。
- ・ 指導要録（抄本、写し）等の資料を通して、情報の共有を行っている。

⑦ 地域の特性を生かした食育の推進

- ・ 教育及び保育に連動した「食育の計画」をもとに専門性を生かした指導を行っている。
- ・ 地域の食文化の継承、食物精算にかかわる人々との交流など、食を大切に思い、感謝の気持ちをもって食事ができるように指導の工夫をしている。
- ・ 給食だより等により、食に関する情報の提供や、相談会の実施など保護者との連携を図っている。

(3) 保育者の資質の向上等

次の①から⑤の事項に掲げる内容に留意して、子どもの教育及び保育に従事する職員の資質の向上を図ることが必要。

① 自己研さんの重要性

職員は資質の向上のため、自己研さんに努めることが重要。

② 指導計画等の充実

研修の機会の確保のため、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等の工夫を行う。

③ 職員間の相互理解

幼稚園教諭免許を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図る。

④ 幅広い研修機会の確保

園長を含め、職員に対する園内外における幅広い研修機会の確保を行っている。

⑤ 認定こども園の長に求められる能力の多様性

園長は認定こども園の多様な機能を一体的に発揮させ、地域の人材及び資源を活用できるよう調整能力の向上に努めている。

(4) 子育て支援

① 子育て支援事業実施に係るポイント

- i) 地域の子育て世帯に対する支援となっているか。
園児の保護者のみならず、地域の全ての子育て世帯を対象に、広く子育て支援を行う。
- ii) 保護者自身の子育て力の向上につながっているか。
単に保護者の育児を代わって行うのではなく、専門性を活かし、保護者への支援を通じて保護者自身の子育て力の向上を支援する。
- iii) 保護者が利用しやすい体制が確保されているか。
週3日以上開設するなど、保護者が利用希望するときに利用可能な体制を確保する。
- iv) 地域と連携できているか。
地域の子育て支援ボランティア、NPO、専門機関等と連携する等、地域の様々な人材や社会資源を活用する。

② 子育て支援事業のメニュー

- i) 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
⇒ 例：集いの場、相談会等
- ii) 地域や家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
⇒ 例：地域子育て支援センター等
- iii) 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
⇒ 例：一時預かり（一般型）等
- iv) 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
⇒ 例：ファミリー・サポート・センター、ホームスタート等
- v) 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要

な情報の提供及び助言を行う事業

⇒ 情報提供、育成支援等

※ 事業の選定に当たっては、地域の子育て支援のニーズに合致した事業を実施するために、施設の所在する市町村の認定こども園担当部署と事前（申請前）に相談すること。

※ 認可後も地域の子育て支援のニーズが変化することも想定されることから、市町村と意見交換を行う等適切な事業の維持、向上に努めること。

（５）管理運営等

① 認定こども園の長

認定こども園は多様な機能を一体的に提供するため、一人の認定こども園の長を置き、一体的な管理運営を行うことが必要である。

認定こども園が２つの施設（幼稚園と認可外保育施設）で構成されている場合であっても、一人の長を定めることが求められている。この場合、どちらかが片方の施設の長が兼務することも考えられる。

② 保育を必要とする子どもの保育時間等

保育を必要とする子どもの保育時間は、１日につき８時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して園長が定めることになる。一律に、保育所と同様の開所時間・期間が必要とされるわけではないが、週６回の開園、朝の登園時刻への対応、長期休業期間の対応等が必要になると考えられる。

③ 情報の公開

保護者が施設を適切に選択できるように、教育及び保育や子育て支援事業をはじめとした事業内容等について、積極的に情報公開する必要がある。

④ 防災等の体制

耐震、防災、防犯等子どもの健康や安全を確保する体制が必要。子どもの健康及び安全については、学校保健安全法、幼稚園教育要領、保育所保育指針等を踏まえ、換気、採光、保温などの環境衛生、健康診断、感染症等の疾病の対応、事故防止等に留意する必要がある。

⑤ 補償体制

事故等が発生した場合の補償について、適切な保険又は共済制度へ加入する等の補償体制を整備する必要がある。

多くの幼稚園、保育所が加入している独立行政法人日本スポーツ振興センター

の災害共済給付においては、災害共済給付の対象として、幼保連携型認定こども園が単一の学校種として加わり、幼稚園型認定こども園の保育所機能施設部分及び地方裁量型認定こども園が、新たに対象となった。

⑥ 苦情解決の仕組み

保護者からの苦情に適切に対処するため、苦情を受け付ける窓口を設置するなどの措置を講ずることや、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上を図る必要がある。

⑦ 認定こども園である旨の表示

認定こども園は、園舎又は敷地の公衆の見やすい場所に認定こども園である旨の表示をしなければならない。

⑧ 過疎地域等における特例

A 認定を受けようとする施設が、次の要件を満たす場合、職員資格と施設基準の要件を緩和し、又は適用しない特例措置を受けることができる。なお、市町村長の意見書を添付することが必要。

- ・ 過疎地域等であること
- ・ 就学前の子どもの教育及び保育の場を確保するため、特に必要があると認められること

※ 緩和するのは、「職員資格」と「施設設備」の基準のみであることに留意。

B 特例の趣旨

旧町村部などにおいて、子どもの数が減少する中、幼稚園や保育所が別々のままでは、両施設ともに存続が危うくなる事態も想定されることから、認定こども園を選択肢の一つとして活用しやすくするため。

C 想定されるケース（例）

- ・ 保育士資格のみを有する学級担任を配置する場合は、通常は幼稚園教諭免許の取得に向けて努力しなければならないが、過疎地域等においては、「現状で保育士の確保も難しいのに、両資格（免許）の併有まで義務付けられたら、職員が確保できない」という実情もあるため、資格併有に向けた努力義務を免除する取扱いとするケース
- ・ 施設を統合して新たに設置する場合には、幼稚園と保育所の両方の基準を満たさなければならないが、立地条件等によっては、それが難しい場合も想定さ

れることから、過疎地域等においては、施設設備の基準を緩和し、保育所である認定こども園なら、保育所の基準を満たせば、幼稚園の基準を満たさなくても良いとするケース

⑨ 保護者への説明

認定基準としては定めていないが、既存施設が認定の申請を行う場合は、施設に在籍している保護者に対して、現在の施設と認定を受けた後の施設における教育・保育内容、利用者、利用料金、契約等異なる事項について十分に説明し、理解を得るよう努める必要がある。

具体的には、保護者に対する説明会を開催し、保護者の疑問に丁寧に答え、利用者の立場に考えた対応が求められる。

第5章 幼稚園型認定こども園等の認定等に係る手続き

1 認定申請

(1) 申請前の準備

① 市町村との協議

幼稚園や保育所等の既存施設が認定を受ける際には、保護者に説明する必要があるが、その説明に当たって、認定こども園で実施する子育て支援事業について、施設が所在する市町村と調整していること。

② 利用者負担額の整理（特に私立幼稚園の場合に注意）

・基本負担額

施設型給付に移行した場合、保育料（基本負担額）は、国が定める基準を限度として保護者の世帯所得等に応じて市町村が定めることになる。

・特定負担額

市町村の定める基本負担額に加えて、教育・保育の質向上の対価として特定負担額（いわゆる上乗せ徴収）を徴収する場合には、具体の金額・費目と徴収時期（月額、年額、入園時等の別）を整理し、その額や理由について、事前に保護者に説明・同意を得ることが重要である。

教育・保育に要する費用であり、消費税非課税
園則に記載すること必要。

<費目例> ①施設整備費 ②施設維持費 ③特定職員配置費
④特定職員人件費 ⑤研修充実費 ⑥●●教育経費

・実費徴収

実費徴収は、その都度説明し、保護者の同意（書面同意は不要）を得る。
給付に係る教育・保育に要する費用として、消費税非課税。
園則に記載する必要はない。

<対象経費>

- 教材、学用品、制服、アルバム等
- 特別行事、園外活動等
- 1号認定子どもの給食、2号認定子どもの主食

○ スクールバス 等

③ 各種計画の作成

認定こども園として、次の計画を作成する必要がある。

- ・教育及び保育に関する全体的な計画及び指導計画
- ・教育及び保育に従事する職員の研修計画
- ・子育て支援事業の実施に関する計画
- ・食育計画
- ・非常災害対応計画（地震、津波、風水害等）

(2) 申請書類の作成

- ① 申請は、認定こども園認定申請書（第1号様式）により行い、認定要件に適合することを証する書類を添付する必要がある。
- ② 審査期間は、おおむね1ヶ月（関係機関への意見照会や書類の修正に要した日数は除く）を見込んでおくこと。また、認定こども園の認定申請と同時に保育所等の認可申請を同時に行っている場合は、認可のスケジュールに併せて認定審査を行う必要があることに留意すること。

[認可等権者一覧]

施設区分	担当部署
公立幼稚園	県教育庁義務教育課
私立幼稚園	県福祉保健部こども未来課
公立・私立保育所	県福祉保健部こども未来課（大分市以外）
	大分市子どもすこやか部子ども企画課（大分市内）
認可外保育施設	県福祉保健部こども未来課（大分市以外）
	大分市子どもすこやか部保育・幼児教育課（大分市内）

③申請書添付書類

○職員配置の基準を満たすことを証する書類

- ・認定こども園職員配置基準適合調書【認可申請用】
- ・教職員調書（別添参考様式）
- ・教職員名簿（別添参考様式）
 - 幼稚園教諭免許の更新予定を備考欄に記載
 - ◆学校薬剤師を記載すること

- ・ローテーション表（任意の1か月分）
- 認定こども園の長及び教育若しくは保育に従事する職員の資格を証する書類
又はその写し(第8条第1項から第3項までに該当する場合にあっては、これらの規定に規定する書面を含む。)
- ・園長履歴書
- ・職員の免許状・資格証の写し、学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書類
- 認定こども園の位置及びその周辺の状況を示す地図
- 敷地、屋外遊戯場、園舎の平面図
 - ・園舎の面積及び各保育室等の面積がわかるもの（適合調書と面積が合致すること）
- 施設設備の基準を満たすことを証する書類
 - ・認定こども園施設設備基準適合調書【認可申請用】
 - ・園地、園舎その他の設備の規模及び構造の概要（別添参考様式）
 - ・土地及び建物の全部事項証明書、賃貸借契約書 ※該当する場合のみ
- 提供するサービスの内容及び利用料
 - ・一時預かり、延長保育のほか、送迎サービス、体操教室など、実施しているサービスすべての内容と利用料を記載したもの
- 幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画に関する書類
 - ・新年度の教育課程あるいは保育過程
- 年、学期、月、週、日々の指導計画に関する書類
 - ・今年度の年間（学期）指導計画（年齢別）
 - ・今年度の月間指導計画（年齢別〔3歳未満児にあっては個別計画〕）
 - ・今年度の週、日指導計画（年齢別）
- 保育者の資質向上等の計画に関する書類
 - ・今年度の研修計画（園内・園外）
- 子育て支援事業の内容を説明する書類
 - ・子育て支援事業の実施に関する計画（申請書の記載内容と合わせる）
- 保育を必要とする子ども以外の子どもの募集及び選考の方法を記載した書類
 - ・園則に記載している1号認定子どもの内容の選考方法
- 防災の計画に関する書類
 - ・災害態様ごとの非常災害に対する具体的な計画
- 教育及び保育を行う子どもに関して契約している保険又は共済契約書類の写し
- 情報提供等の方法を記載した書類
 - ・園HP、園だよりなど、就園児及び未就園児への情報提供の方法を記載したもの

- 苦情解決の仕組み、自己評価、外部評価等への取組状況に関する書類
 - ・苦情解決責任者、第三者委員会等のお知らせ
 - ・自己評価の実績（公表しているもの）
 - ・外部評価の実績（任意）
- 法第3条第5項第4号の基準を満たすことを証する書類
 - ・法第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書（所定様式。法人名義）
- 条例第5条の基準を満たすことを証する書類
 - ・暴力団排除に係る誓約書（法人名義）
- 条例別表の第8に規定する過疎地域等における特例の適用を受けようとする場合にあっては、就学前の子どもの教育及び保育の場を確保する必要性を記載した書類並びに市町村長の意見書
- 設置年度の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- 財産目録
- 定款等
- 設置について、定款等で定める手続を経たことを証する書類(法人が設置する場合に限る。)
- 申請者(法人が設置する場合は代表者)の履歴書
- 役員名簿(法人が設置する場合に限る。)
- 法人の登記事項証明書(法人が設置する場合に限る。)
- 法第3条第5項第3号に係る市町村意見書
- その他知事が特に必要と認める書類
 - ・給食開始届
 - ・調理業務委託契約書及び受託事業者の営業許可証（写）（該当の場合）
 - ・建築確認申請書の「申請書かがみ」、「第四面」、「検査済証」（2階建ての場合）
 - ・役員名簿
 - ・建築確認済証
 - ・防火対象物使用開始届（写）
 - ・消防用設備等検査済証
 - ・防火管理者届（写）
 - ・食育計画（任意）
 - ・避難訓練計画及び消防計画（毎月1回以上の避難及び消火訓練を実施していることがわかるもの）
 - ・事故防止対策マニュアル（SIDS対策を含む）
 - ・感染症対策マニュアル
 - ・児童健康診断結果記録
 - ◆学校安全計画・学校保健計画

- ◆出席簿、法定表簿、指導要録（様式で可）
- ◆危険等発生時対処要領
- ◆環境衛生検査結果（飲料水水質検査結果）

- ※ ●は、申請者が学校法人又は社会福祉法人以外の者である場合に限る。
- ※ ◆は、幼稚園型認定こども園申請の場合に限る。
- ※ 申請書類提出時に、「社会保険等への加入状況にかかる確認票」と社会保険及び労働保険への加入が確認できる資料（写し）もあわせて提出してください。

提出書類（様式）は下記URLを参照してください。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12470/hoikusho-shakaihoken.html>

★ 大分県庁HPの「サイト内検索」で『社会保険』と入力してください。

（3）申請窓口

幼稚園型認定こども園等の認可申請は、所在市町村を經由して、大分県福祉保健部こども未来課を窓口として受け付け、教育庁義務教育課が連携して審査する。

（4）審査

審査期間はおおむね1ヶ月（関係機関への意見照会や書類の修正に要した日数は除く）とし、現地調査を実施する。

全ての申請案件は、庁内審査会で審査のうえ、適当と認められた案件を認可することになる。

（5）市町村への協議

幼稚園型認定こども園の認定にあたっては、あらかじめ当該園の設置する場所を管轄する市町村に協議する必要があることから、当該市町村に意見を求める。

（6）庁内審査会の開催

幼稚園型認定こども園等の認定にあたっては、庁内審査会により認定の可否を決定する。

（7）認定の通知

審査の結果、申請のあった施設が基準に適合する場合、また、次に掲げる基準によって適合する場合（申請者が学校法人又は社会福祉法人である場合は第4号の基

準のみ)、審査部会及び市町村の意見を踏まえて、施設に通知するとともに当該施設が所在する市町村に対して情報提供する。

- ① 法第3条第1項若しくは第3項の条例で定める要件に適合する設備又はこれに要する資金及び当該申請に係る施設の経営に必要な財産を有すること。
 - ② 当該申請に係る施設を設置する者(その者が法人である場合にあっては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))とする。次号において同じ。)が当該施設を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
 - ③ 当該申請に係る施設を設置する者が社会的信望を有すること。
 - ④ 次のいずれにも該当するものでないこと。
 - イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下ホ(略)において同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号において「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。))の役員に占めるその役員の割合が1/2を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が1/2を超え、若しくは申請

者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が1/2を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

へ 申請者が、認定の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

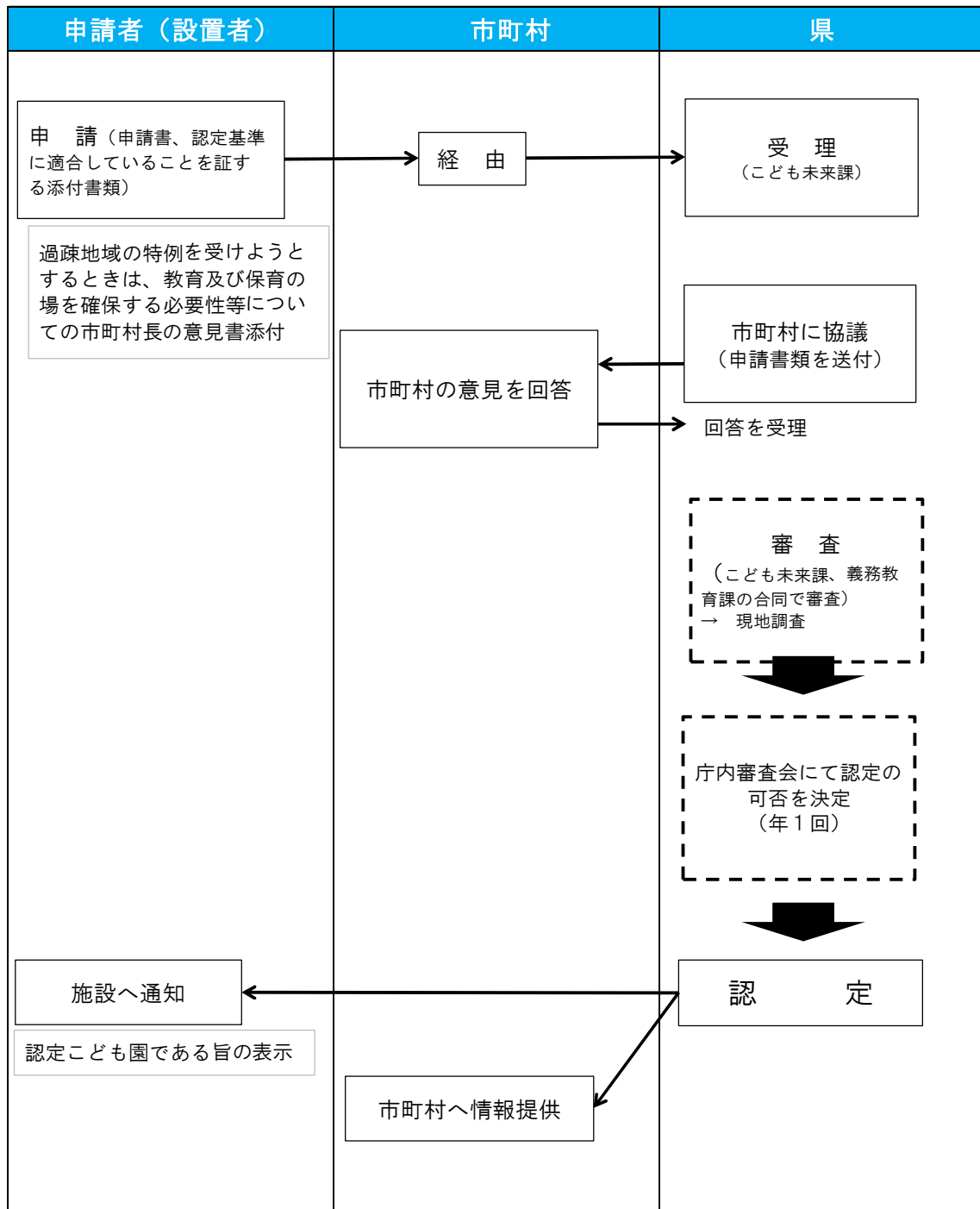
ト 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

チ 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへのいずれかに該当する者であるとき。

次に掲げる要件のいずれかに該当するとき等は、設置の認可をしないことができる。

- ① 申請施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の1号認定子どもに係る利用定員の総数が、県子ども・子育て支援事業支援計画で定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（ニーズ）に既に達しているか、又は認定によってこれを越えることになるとき
- ② 申請施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の2号認定子どもに係る利用定員の総数が、県子ども・子育て支援事業支援計画で定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（ニーズ）に既に達しているか、又は認定によってこれを越えることになるとき
- ③ 申請施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の3号認定子どもに係る利用定員の総数が、県子ども・子育て支援事業支援計画で定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（ニーズ）に既に達しているか、又は認定によってこれを越えることになるとき

【認定手続きのフロー図】



2 認定後の手続き等

(1) 認定こども園に関する情報の提供 (4 類型共通)

県は、インターネット等により、施設の利用を希望する者に法第 4 条第 1 項各号(3 類型)に掲げる事項及び教育保育概要を周知することとされている。

① 教育保育情報を周知するとき

- ・ 幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園の認定をしたとき
(法第 3 条第 1 項又は第 3 項)
- ・ 公立幼保連携型認定こども園の届出を受けたとき(法第 16 条)
- ・ 私立幼保連携型認定こども園の認可をしたとき(法第 17 条第 1 項)
- ・ 指定都市等の長が私立幼保連携型認定こども園の認可をし、当該指定都市等の長から関係書類の写しの送付を受けたとき(法第 18 条第 2 項)
※ 大分県の場合は、大分市(中核市)所在の施設が対象
- ・ 指定都市等の長が幼保連携型認定こども園を設置し、当該指定都市等の長から関係書類の提出を受けたとき(法第 18 条第 3 項)
※ 大分県の場合は、大分市(中核市)所在の施設が対象

② 周知すべき教育・保育情報

A 法第 4 条第 1 項各号に掲げる事項(幼稚園型、保育所型、地方裁量型)

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 保育を必要とする子どもに係る利用定員
(満 3 歳未満と満 3 歳以上に区分)
- ・ 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員(満 3 歳以上)
- ・ その他主務省令で定める事項
認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は保育所機能の別
認定こども園の名称
認定こども園の長の氏名
教育又は保育の目標及び内容
子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの

B 教育保育概要(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)

- ・ 教育及び保育の目標並びに主な内容
- ・ 認定こども園が実施する子育て支援事業
- ・ 園児の一日の活動内容
- ・ 利用者負担に関する事項
- ・ 施設の概要(職員配置、施設設備等の概要、学級数)

(2) 変更の届出

※大分市所在の施設についても、県あて提出すること

認定こども園の設置者は、次の事項を変更する場合は、あらかじめ届け出が必要となる。

変更届出書（第3号様式）

① 認定申請事項（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 保育を必要とする子どもに係る利用定員（満3歳未満と満3歳以上に区分）
- ・ 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員（満3歳以上）
- ※ 利用定員の変更に当たっては、所管する市町村の意見書を添付すること
- ・ その他主務省令で定める事項

認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は保育所機能の別

認定こども園の名称

認定こども園の長の氏名

教育又は保育の目標及び内容

子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの

② 教育保育概要（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）

- ・ 教育及び保育の目標並びに主な内容
- ・ 認定こども園が実施する子育て支援事業
- ・ 園児の一日の活動内容
- ・ 利用者負担に関する事項
- ・ 施設の概要（職員配置、施設設備等の概要、学級数）

(3) 軽微な変更

次に掲げる事項については、届け出が必要ない軽微な変更となる。

① 利用定員の変更

※ 子ども・子育て支援法上の利用定員の変更手続きとは異なることに注意すること。

- ・ 10人を超えない範囲で行われる利用定員の変更（幼保連携型認定こども園を除く。幼保連携型認定こども園は10人以内の利用定員の変更でも届出が必要となる。）

- ② 施設の概要を除く教育保育概要の変更
(4) 運営状況報告

※大分市所在の施設についても、県あて提出すること

- ① 認定こども園の設置者は、毎年5月1日現在の状況を5月31日までに県知事に報告しなければならない。

認定こども園運営状況報告書（第4号様式）

- ② 添付書類

- A 当該事業年度の計画と前年度の実績に関する書類
- ・教育及び保育に関する実施内容
 - ・保育者の資質の向上等に関する実施内容
 - ・子育て支援事業に関する書類
- B 子どもの入所実績に関する書類
- C 提供しているサービスの内容及び利用料に関する書類
- D 職員配置の状況に関する書類
- E 職員資格の状況に関する書類